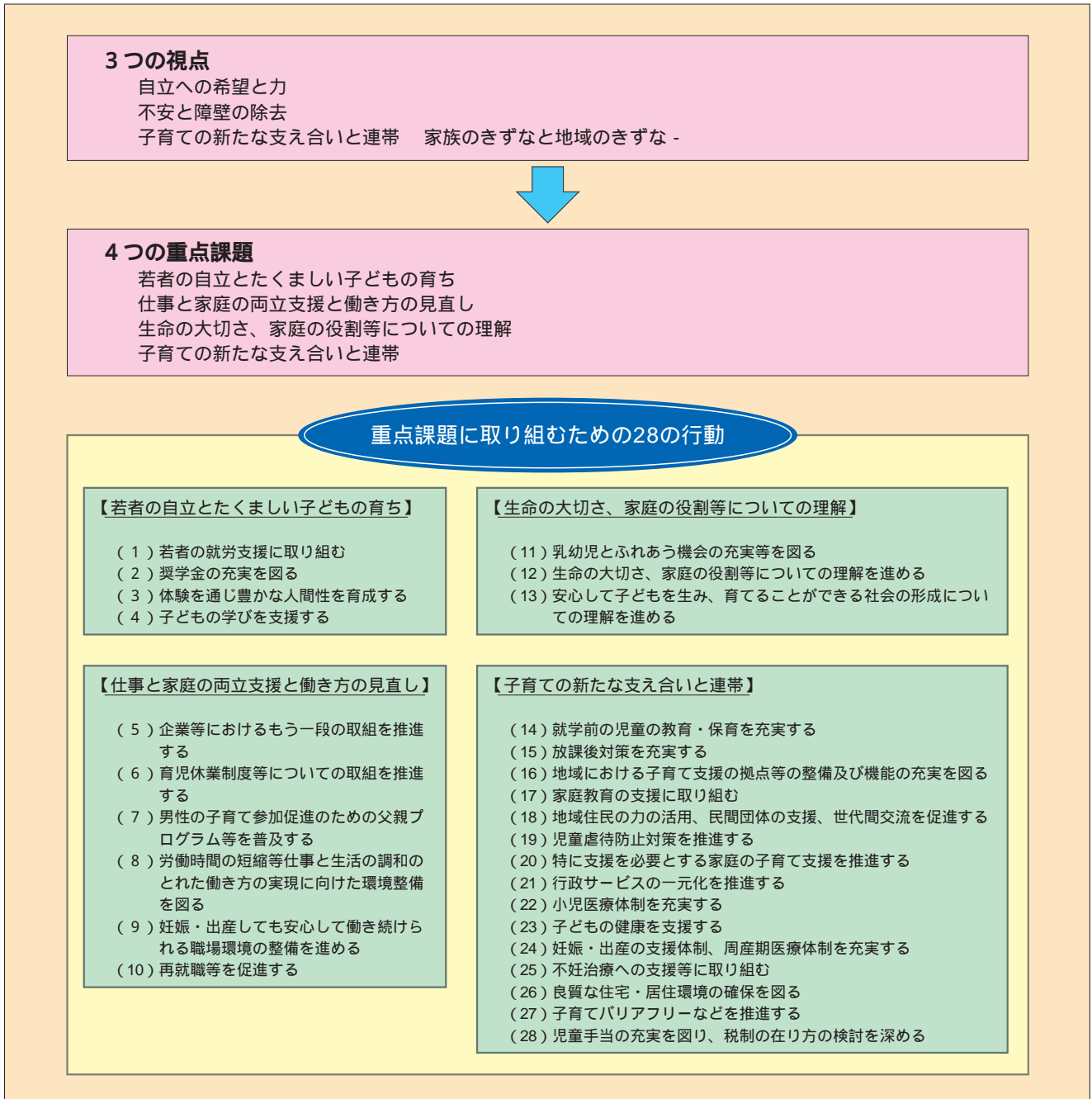


第1-2-2図 少子化社会対策大綱の3つの視点と4つの重点課題



## 第2節 子ども・子育て応援プラン

### 1 子ども・子育て応援プラン策定の背景 (少子化の進展に歯止めがかからない背景)

2004(平成16)年度は、新エンゼルプランの最終年度であった。1995(平成7)年度からのエンゼルプランの実施以来、10年間にわたって少子化対策が講じられてきた。この間、保育サービスを中心に計画的な整備が進められてきた

ことに加え、2001(平成13)年度からは「待機児童ゼロ作戦」の推進も加わり、当初の計画目標は多くの事業でほぼ達成された。

しかしながら、少子化の進展には歯止めがかからなかった。1994(平成6)年の合計特殊出生率1.50、出生数1,238千人に対して、途中、合計特殊出生率が若干反転したり、出生数が増加

したことはあったが、2004（平成16）年には合計特殊出生率1.29、出生数1,111千人と、いずれも過去最低を記録した。

これは、エンゼルプランや新エンゼルプラン等によりこれまでとられた対策では、少子化の流れを変えるには不十分であったことを意味している。その背景には、次のような点があるものと考えられる。

子育て期にある30歳代男性の4人に1人は週60時間以上就業しているなど、育児期に子どもに向き合う十分な時間を持つことができない働き方となっており、依然として子育ての負担が女性に集中する結果となっていること。また、育児休業制度など子育てと就業の両立を目指した諸制度も十分な活用が進んでいないこと。

地域によっては保育所待機児童がいまだ存在しており、また地域共同体の機能が薄れつつある中で、一時保育や地域子育て支援セン

ターなど地域の子育てを支えるサービスが地域において十分に行き渡った状況にはなっておらず、孤立した状態で子育てをしている場合があること。

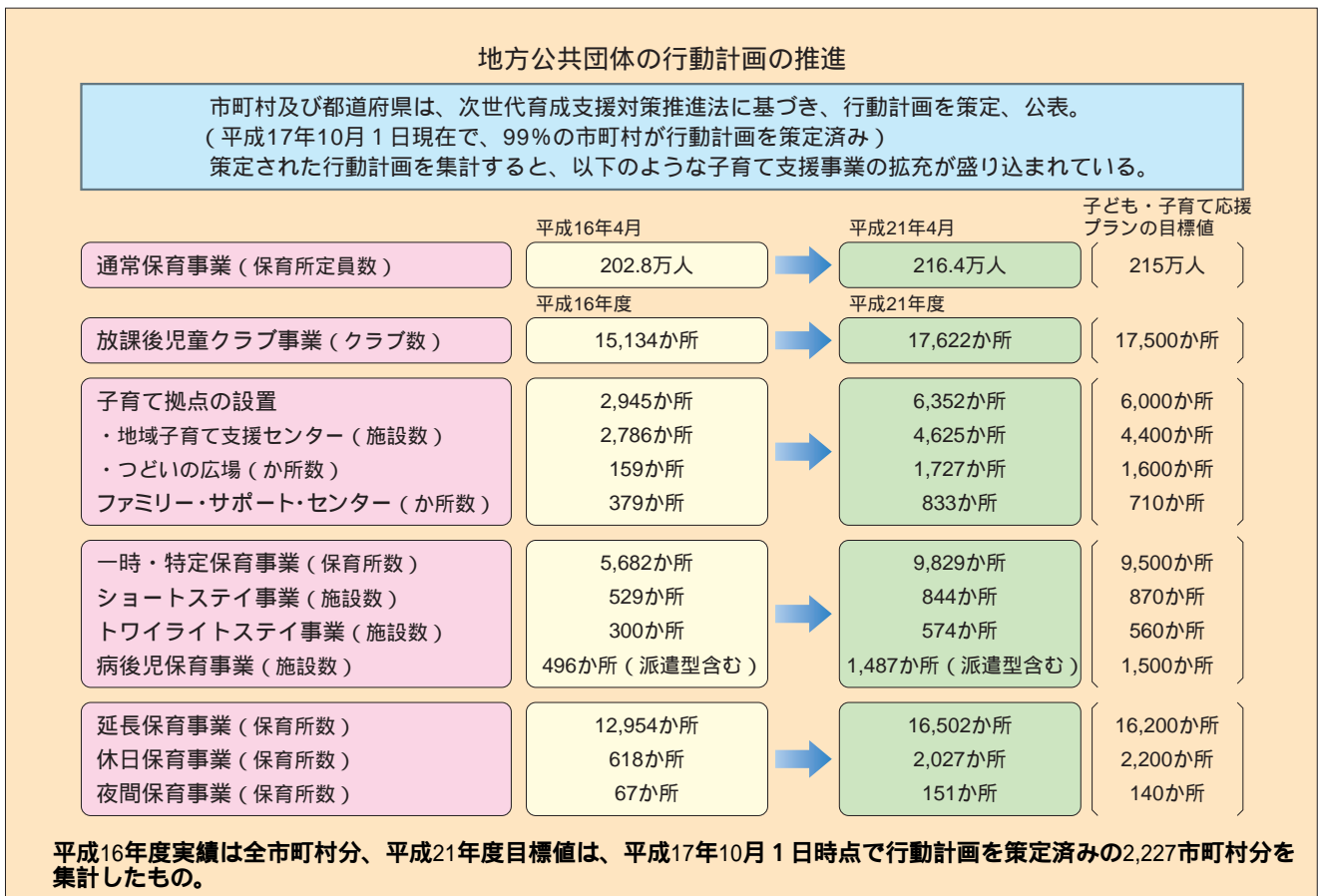
無職や雇用の不安定な若者が増加するなど、若者が社会的に自立し、家庭を築き、子どもを生き育てることが難しい社会経済状況となっていること。

こうした状況のために、国民が子どもを生み育てやすい環境整備が進んだという実感を持つことができていないものと考えられる。

## 2 子ども・子育て応援プランの概要 （子ども・子育て応援プランの策定）

少子化社会対策大綱の具体的実施計画（子ども・子育て応援プラン）は、少子化社会対策基本法の趣旨や少子化社会対策大綱の内容に加えて、前述したようなこれまでの施策の課題も踏

第1-2-3図 地方公共団体の行動計画の推進



まえつつ、次世代育成支援対策推進法に基づき、市町村と都道府県、従業員301人以上の企業等に対して次世代育成支援に関する行動計画の策定等が義務付けられたことと関連づけて策定された。

（幅広い総合的な計画）

子ども・子育て応援プランは、少子化社会対策大綱の掲げる4つの重点課題に沿って、国が、地方公共団体や企業等とともに計画的に取り組む必要がある事項について、2005（平成17）年度から2009（平成21）年度までの5年間に講ずる具体的な施策内容と目標を掲げている。これ

までのプラン（エンゼルプラン及び新エンゼルプラン）では、保育関係事業を中心に目標値が設定されていたが、子ども・子育て応援プランは、少子化社会対策大綱に基づき、若者の自立や働き方の見直し等も含めた幅広い分野で具体的な目標値を設定している。

また、子ども・子育て応援プランでは、サービスの受け手である国民の目線も取り入れることによって、国民の側からみて、「子どもが健康に育つ社会」、「子どもを生み育てることに喜びを感じることのできる社会」への転換がどのように進んでいるかわかるよう、概ね10年後を展望した「目指すべき社会」の姿を提示している。

第1-2-4図 「子ども・子育て応援プラン」の概要

【4つの重点課題】	【平成21年度までの5年間に講ずる施策と目標（例）】	【目指すべき社会の姿（概ね10年後を展望）（例）】
若者の自立とたくましい子どもの育ち	若年者試用（トライアル）雇用の積極的活用（常用雇用移行率80%を平成18年度までに達成） 日本学生支援機構奨学金事業の充実（基準を満たす希望者全員の貸与に向け努力） 学校における体験活動の充実（全国の小・中・高等学校において一定期間のまとまった体験活動の実施）	若者が意欲を持って就業し経済的にも自立〔フリーター約200万人、若年失業者・無業者約100万人それぞれについて低下を示すような状況を目指す〕 教育を受ける意欲と能力のある者が経済的理由で修学を断念することのないようにする 各種体験活動機会が充実し、多くの子どもが様々な体験を持つことができる
仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し	企業の行動計画の策定・実施の支援と好事例の普及（次世代法認定企業数を計画策定企業の20%以上、ファミリーフレンドリー表彰企業数を累計700企業） 個々人の生活等に配慮した労働時間の設定改善に向けた労使の自主的取組の推進、長時間にわたる時間外労働の是正（長時間にわたる時間外労働を行っている者を1割以上減少）	希望する者すべてが安心して育児休業等を取得〔育児休業取得率 男性10%、女性80%、小学校就学の始期までの勤務時間短縮等の措置の普及率25%〕 男性も家庭でしっかりと子どもに向き合う時間が持てる〔育児期の男性の育児等の時間が他の先進国並みに〕 働き方を見直し、多様な人材の効果的な育成活用により、労働生産性が上昇し、育児期にある男女の長時間労働が是正
生命の大切さ、家庭の役割等についての理解	保育所、児童館、保健センター等において中・高校生が乳幼児とふれあう機会を提供（すべての施設で受入を推進） 全国の中・高等学校において、子育て理解教育を推進	多くの若者が子育てに肯定的な（「子どもはかわいい」、「子育てで自分も成長」）イメージを持てる
子育ての新たな支え合いと連帯	地域の子育て支援の拠点づくり（つどいの広場事業、地域子育て支援センター合わせて全国6,000か所での実施） 待機児童ゼロ作戦のさらなる展開（待機児童の多い市町村を中心に保育所受入児童数を215万人に拡大） 児童虐待防止ネットワークの設置（全市町村） 小児救急医療体制の推進（小児救急医療圏404地区をすべてカバー） 子育てバリアフリーの推進（建築物、公共交通機関及び公共施設等の段差解消、バリアフリーマップの作成）	全国どこでも歩いていける場所で気兼ねなく親子が集まって相談や交流ができる（子育て拠点施設がすべての中学校区に1か所以上ある） 全国どこでも保育サービスが利用できる〔待機児童が50人以上いる市町村をなくす〕 児童虐待で子どもが命を落とすことがない社会をつくる〔児童虐待死の撲滅を目指す〕 全国どこでも子どもが病気の際に適切に対応できるようになる 妊産婦や乳幼児連れの人々が安心して外出できる〔不安なく外出できると感じる人の割合の増加〕

子ども・子育て応援プランに盛り込まれた目標値については、策定当時、全国の市町村が策定作業中の次世代育成支援に関する行動計画における子育て支援サービスの集計値を基礎において設定されている。全国の市町村の行動計画とリンクしたものとすることにより、子ども・子育て応援プランの推進が全国の市町村行動計画の推進を支援することになる。

今後、夢と希望にあふれる若者がはぐくまれ、家庭を築き、安心と喜びを持って子育てにあたっていくことを社会全体で応援する環境が整ってきたという実感のもてるよう、政府をあげて子ども・子育て応援プランの着実な実施に努めていくこととしている。

〔子ども・子育て応援プランの内容〕

少子化社会対策大綱の掲げる4つの重点課題に沿って、5年間に講ずる具体的な施策内容と目標を掲げているので、以下では、子ども・子育て応援プランの内容について、重点課題ごとに整理をして解説する。

(1) 若者の自立とたくましい子どもの育ち

全年齢平均値よりも高い若者の失業率(2004(平成16)年では、15~24歳9.5%、25~34歳5.7%)や、フリーターの増大(2004年では推計213万人)、ニートの増大(2004年では推計64万人)といった若者の就労問題からくる経済的不安定が、「結婚できない」という未婚化現象を通じて、出生率の低下につながっているおそれがある。

また、少子化問題とは別に、そもそも若者が、自己実現や社会への参画を目指して、就職や、結婚、出産、子育てに積極的にかかわっていくことは、自立した社会人となる上で非常に大切である。

そのため、若者が意欲をもって就業し、経済的にも自立できるよう、「職業体験を通じた初等中等教育段階におけるキャリア教育の推進」、「若年者のためのワンストップサービスセンター(ジョブカフェ)における支援の推進」等の施策を盛り込んでいる。中でも、「若年者試用雇用の活用」については、常用雇用移行率を

第1-2-5図 4つの重点課題 : 若者の自立とたくましい子どもの育ち

<p>〔主な具体的施策〕</p> <p>職業体験等を通じた小・中・高等学校におけるキャリア教育の推進</p> <p>若年者のためのワンストップサービスセンター(ジョブカフェ)における各種サービスの推進</p> <p>若年者試用(トライアル)雇用の積極的活用</p> <p>キャリアコンサルタントの養成・活用の推進</p> <p>若年労働者の職場定着の促進</p> <p>日本学生支援機構奨学金事業の充実</p> <p>学校における体験活動の充実</p> <p>子どもエコクラブ事業の推進</p> <p>「確かな学力」の向上や「生きる力」の育成</p>	<p>〔今後5年間の目標〕</p> <p>常用雇用移行率80%の達成(平成18年度までの目標)</p> <p>平成18年度までに約5万人を養成</p> <p>新規学卒就職者の就職後3年以内の離職率を毎年度対前年度比で減少</p> <p>基準を満たす希望者全員の貸与に向け努力</p> <p>全国の小・中・高等学校において一定期間のまとまった体験活動の実施</p> <p>小・中学生の子どもエコクラブ登録者数11万人に</p>
<p>目指すべき社会の姿〔概ね10年後を展望〕(例)</p> <p>若者が意欲を持って就業し経済的に自立(フリーター約200万人、若年失業者・無業者約100万人それぞれについて低下を示すような状況を目指す)</p> <p>教育を受ける意欲と能力のある者が経済的理由で修学を断念することのないようにする</p> <p>各種体験活動機会が充実し、多くの子どもが様々な体験を持つことができる</p> <p>子どもたちが、「確かな学力」、豊かな人間性などの「生きる力」をはぐくむことができる学校教育が推進される</p>	

80%にするという目標（2006（平成18）年度までの目標）を掲げている。これらの施策を総合的に実施することで、フリーターや若年失業者、無業者それぞれについて、低下を示すような状況を目指すとしている。

また、教育を受ける意欲と能力のある学生が経済的理由で修学を断念することがないように、日本学生支援機構奨学金事業において、基準を満たす希望者全員に貸与できるよう努めることとしている。

さらに、子どもが自立した若者へと成長していくためには、自然や人と直接ふれあうことによって、心豊かにたくましく育ち、生活や社会、自然とのかかわりを学び生きる力を発揮できるようにすることが重要である。そのため、各種体験活動の機会を充実させ多くの子どもが様々な体験を持つことができ、また、確かな学力や豊かな人間性などの生きる力をはぐくむことができる学校教育を推進していくことを目指している。

（2）仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し  
結婚や出産をためらわせる障壁を極力取り除き、子育ての不安や負担を軽減するため、結婚や出産、子育てをしやすい環境整備を進めることとあわせ、職場優先の風土を是正する働き方の見直しを課題とし、家族の時間や私的活動の時間を大切にできる職場風土をつくることが求められている。

そこで、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主の行動計画の策定及びその実施を支援するとともに、育児休業制度を就業規則に規定している企業の割合を5年後に100%（2002年度時点では61.4%）にすることや、次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業数の割合を計画策定企業の20%以上にすること、長時間にわたる時間外労働を行っている者を1割以上減少すること、年次有給休暇の取得率を55%以上にすること等の目標を設定している。これらにより、希望する者のすべてが安心して育児休業等を取得できる職場環境の整備や、男性も他の

第1-2-6図 4つの重点課題：仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し

<p>〔主な具体的施策〕</p> <p>企業の行動計画の策定・実施の支援 育児休業制度の定着</p> <p>男性の子育て参加促進に向けた取組の推進</p> <p>個々人の生活等に配慮した労働時間の設定改善に向けた労使の自主的取組の推進 長時間にわたる時間外労働の是正 子育てのための年次有給休暇の取得促進</p> <p>適正な就業環境の下でのテレワークの普及促進 企業におけるポジティブ・アクションの普及促進 再チャレンジサポートプログラムなど再就職準備支援の推進 求人年齢の上限の緩和促進</p>	<p>〔今後5年間の目標〕</p> <p>次世代法に基づく認定企業数を計画策定企業の20%以上 育児休業制度を就業規則に規定している企業の割合 61.4%（2002年） 100%</p> <p>男性の育児休業取得実績がある認定企業数を計画策定企業の20%以上</p> <p>長時間にわたる時間外労働を行っている者を1割以上減少 労働者一人平均年次有給休暇の取得率を少なくとも55%以上に 就業人口に占めるテレワーカー比率を20%に 取組企業の割合を40%に</p> <p>公共職業安定所における全求人に占める年齢不問求人の割合を平成17年度30%に</p>
<p>目指すべき社会の姿〔概ね10年後を展望〕(例)</p> <p>希望する者すべてが安心して育児休業等を取得〔育児休業取得率 男性10%、女性80%、小学校就学の始期までの勤務時間短縮等の措置の普及率25%〕</p> <p>男性も家庭でしっかりと子どもに向き合う時間が持てる〔育児期の男性の育児等の時間が他の先進国並みに〕</p> <p>働き方を見直し、多様な人材の効果的な育成活用により、労働生産性が上昇し、育児期にある男女の長時間労働が是正 育児期に離職を余儀なくされる者の割合が減るとともに、育児が一段落した後の円滑な再就職が可能となる</p>	

先進国並に家庭でしっかりと子どもに向き合う時間を持ち、男性の子育て参加の促進を図ることをねらいとしている。また、育児等のために退職し、将来就職を希望する人に対しては、円滑な再就職に向けた準備支援・職業訓練等を推進することとしている。

### (3) 生命の大切さ、家庭の役割等についての理解

家庭は、子どもが親や家族との愛情によるきずなを形成し、人に対する基本的な信頼感や倫理観、自立心などを身に付けていく場である。しかし、職場優先の風潮などから子どもに対し時間的・精神的に十分向き合うことができていない親、無関心や放任といった極端な養育態度の親などの問題が指摘されている。家庭において夫婦が子育ての喜びを共有することで、親から子へ子育ての喜びや楽しさが伝えられることにもつながる。

人々が自由や気楽さを望むあまり、家庭を築くことや生命を継承していくことの大切さへの意識が失われつつあるとの指摘もある。学校教育や地域社会など様々な社会とのかかわりの中で子育ての楽しさを実感し、自らの生命を次代に伝えはぐくんでいくことや、家庭を築くことの大切さの理解を深めることが求められている。

このため、保育所、児童館、保健センターにおいて中・高校生が乳幼児とふれあう機会提供を拡大することや、生命の大切さや家庭の役割

等に関する学校教育の充実、地域住民や関係者が参加して子育て支援についてともに考えるフォーラム等を全市町村で実施することとしている。

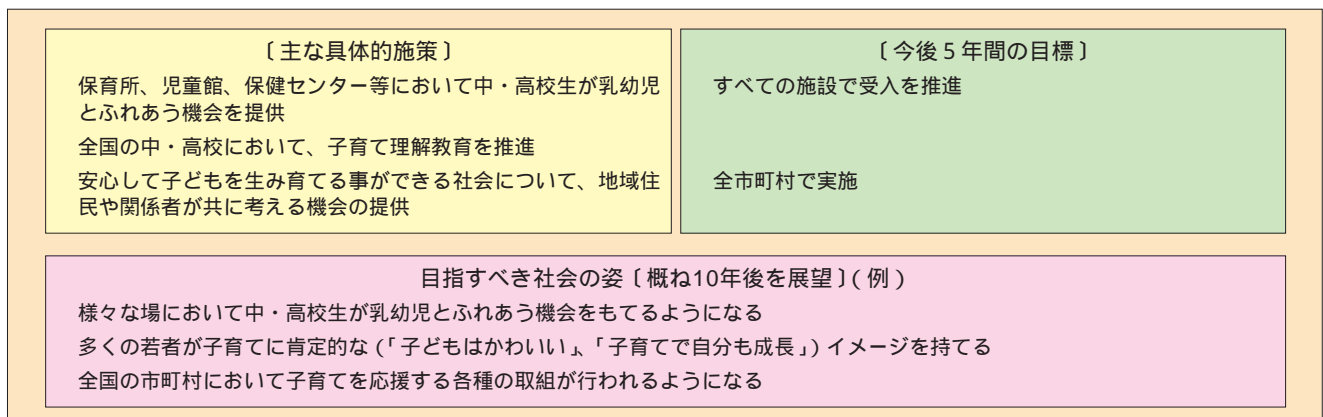
### (4) 子育ての新たな支え合いと連帯

子育ては次代の担い手を育成する営みであるという観点から、子どもの価値を社会全体で共有し、子育て家庭が安心と喜びをもって子育てに当たれるよう社会全体で支援することが求められている。

近年、核家族化、地域社会の変化など、子育てをめぐる環境が大きく変化したため、家庭のみでは子育てを負いきれなくなってきており、さらには虐待などが深刻な問題となっている。祖父母などの親族や、近隣など身近な地域社会での助け合いのネットワークが有効に機能することが望まれる。また、社会経済の変化や少子化に伴い、妊娠、出産から子どもの健全な育ちにかかわるニーズは大きく変化してきており、小児医療、母子保健などの多様なニーズに対し、適切な対応が求められている。

そこで、地域での子育て支援として、全国各地でも歩いていける場所で気兼ねなく親子で集まって相談や交流ができるよう、つどいの広場・地域子育て支援センターの実施箇所を拡大することとし、2004（平成16）年度に2,954か所である拠点の箇所数を5年後までに6,000か所にするという目標を掲げている。

第1-2-7図 4つの重点課題：生命の大切さ、家庭の役割等についての理解



また、全国どこでも保育サービスが利用でき、就業形態に対応した保育ニーズが満たされるよう、待機児童ゼロ作戦をさらに展開し、受入児童数を2009（平成21）年度までに、約12万人増やすとともに、多様な保育ニーズへの対応として、延長保育（2004年度12,783か所 2009年度16,200か所）、休日保育（同666か所 同2,200か所）、夜間保育（同66か所 同140か所）、病後児保育（同507か所 同1,500か所）等の実施箇所数を大きく増加させることとしている。

さらに、全国どこでも養育困難家庭の育児への不安や負担感が軽減される支援を受けられるよう、児童虐待防止やその適切な対応として、

虐待防止ネットワークを2009年度までに全市町村で整備するとし、障害児やひとり親家庭などの多様なニーズへの対応を図り、特に支援を必要とする子どもとその家庭に対する支援を推進するとしている。

周産期、乳幼児期の安全を確保し、子どもが病気の際には適切に対応できるよう、周産期医療ネットワークや小児医療体制の整備を推進するとともに、妊婦、子ども及び子ども連れの人に対して配慮が行き届き安心して外出できるよう、子育てバリアフリーや安全・安心なまちづくりを推進することとしている。

第1-2-8図 4つの重点課題：子育ての新たな支え合いと連帯

<p style="text-align: center;">〔主な具体的施策〕</p> <p>地域の子育て支援の拠点づくり</p> <p>一時・特定保育の推進</p> <p>預かり保育の推進など幼稚園における地域の幼児教育センターとしての機能の充実</p> <p>シルバー人材センターによる高齢者を活用した子育て支援の推進</p> <p>待機児童ゼロ作戦のさらなる展開</p> <p>放課後児童クラブの推進</p> <p>乳幼児健康支援一時預かり（病後児保育）の推進</p> <p>家庭教育に関する学習機会や情報提供の推進</p> <p>児童虐待防止ネットワークの設置</p> <p>虐待を受けた児童等に対する小規模グループケアの推進</p> <p>自閉症・発達障害支援センターの整備</p> <p>小児救急医療体制の推進</p> <p>特定不妊治療費助成事業の推進</p> <p>子育てバリアフリーの推進</p>	<p style="text-align: center;">〔今後5年間の目標〕</p> <p>つどいの広場事業、地域子育て支援センター合わせて全国6,000か所で実施</p> <p>全中学校区の約9割（9,500か所）で実施</p> <p>待機児童の多い市町村を中心に保育所受入児童数を215万人に拡大</p> <p>全国の小学校区の約4分の3（17,500か所）で実施</p> <p>全国の市町村の約4割（1,500か所）で実施</p> <p>全市町村で家庭教育に関する講座が開設</p> <p>全市町村</p> <p>児童養護施設等において1施設あたり1か所程度（845か所）で小規模ケアを実施</p> <p>平成19年度までに全都道府県・指定都市で設置</p> <p>小児救急医療圏404地区をすべてカバー</p> <p>全都道府県・指定都市・中核市で実施</p> <p>建築物、公共交通機関及び公共施設等の段差解消、バリアフリーマップの作成</p>
<p style="text-align: center;">目指すべき社会の姿〔概ね10年後を展望〕(例)</p> <p>全国どこでも歩いていける場所で気兼ねなく親子が集まって相談や交流ができる（子育て拠点施設がすべての中学校区に1か所以上ある）</p> <p>孤独な子育てをなくす（誰にも子育てについて相談できない人や誰にも預けられない人の割合が減る）</p> <p>全国どこでも保育サービスが利用できる（待機児童が50人以上いる市町村をなくす）</p> <p>就業形態に対応した保育ニーズが満たされるようになる（保育ニーズが満たされていると考える保護者の割合が増える）</p> <p>家庭教育に関する親の不安や負担感が軽減される（しつけや子育てに自信がないという親の割合が減る）</p> <p>児童虐待で子どもが命を落とすことがない社会をつくる（児童虐待死の撲滅を目指す）</p> <p>全国どこでも養育困難家庭の育児への不安や負担感が軽減される支援を受けられるようになる</p> <p>障害のある子どもの育ちを支援し、一人ひとりの適性に応じた社会的・職業的な自立が促進される</p> <p>全国どこでも子どもが病気の際に適切に対応できるようになる</p> <p>妊婦、子ども及び子ども連れの人に対して配慮が行き届き安心して外出できるようになる</p>	

(5) 検討課題

最後に検討課題として、社会保障給付については、大きな比重を占める高齢者関係給付を見直し、これを支える若い世代及び将来世代の負担増を抑えるとともに、社会保障の枠にとらわれることなく次世代育成支援の推進を図ることとしている。

また、併せて、我が国の人口が転換期を迎え

るこれからの5年間で重要な時期であるとの認識のもと、社会全体で次世代の育成を効果的に支援していくため、地域や家族の多様な子育て支援、働き方に関わる施策、児童手当等の経済的支援など多岐にわたる次世代育成支援施策について、総合的かつ効率的な視点に立って、その在り方等を幅広く検討することを盛り込んでいる。

### 第3節 企業における取組

1 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定

すでに述べたように、次世代育成支援対策推進法に基づき、従業員数が301人以上の企業では、2005（平成17）年4月から、次世代育成支援のための行動計画を策定し、その旨を各都道

府県労働局に届け出ることになった。行動計画の策定についての指針として「行動計画策定指針」が定められており、同指針では、以下のような事項について、各企業の実情に応じて必要なものを計画に盛り込むことが望ましいとしている。

第1-2-9図 認定を受けるために行動計画に盛り込む事項等

1. 子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備

育児をしている労働者を対象とする取組です。

- 妊娠中及び出産後における配慮
- 子どもの出生時における父親の休暇取得の促進
- 育児・介護休業法の規定を上回る、より利用しやすい育児休業制度の実施
- 育児休業期間中の代替要員の確保や育児休業中の労働者の職業能力の開発・向上等、育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備
- 短時間勤務制度やフレックスタイム制度の実施等、労働者が子育てのための時間を確保できるようにするための措置の実施
- 事業所内託児施設の設置及び運営
- 子育てサービスの費用の援助の実施
- 子どもの看護のための休暇の措置の実施
- 育児等退職者についての再雇用特別措置等の実施 等

2. 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

育児をしていない労働者をも含めて対象とする取組です。

- ノー残業デー等の導入・拡充や企業内の意識啓発等による所定外労働の削減
- 年次有給休暇の取得の促進
- 短時間勤務や隔日勤務等の多様就業型ワークシェアリングの実施
- テレワーク（ITを利用した場所・時間にとらわれない働き方）の導入
- 職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識の是正のための意識啓発

認定を受けるために行動計画に盛り込むことが必要となる項目例